

◆◆◆町税納付のお願い◆◆◆

西原町では自主財源の確保と「税負担の公平」という観点から、町民の納税意識の高揚を図るため、町税の滞納者に対し不動産、給与、預金、賃借料等の差押を行っています。

これまでも町税の納付を納税者に呼びかけ、納税に応じない滞納者に対しては差押を実施するなどして収収の確保に努めています。また、納税の指導や催告に応じない長期の滞納者については、不動産の公売を実施しています。

町税は、道路や公園の整備、福祉、教育、消防、ごみ処理など、わたしたち町民の暮らしに欠かせないものです。本町の財政は依然として厳しいことから、滞納の一掃と自主財源の確保のため、みなさまのご協力をお願いします。

納税相談も行っていますので、分割納付等、お気軽にご相談ください。

不動産差押	13件	3,337,500円
預貯金差押	56件	3,057,000円
給与差押	5件	1,043,760円
軍用地代差押	1件	1,294,400円
搜索・車両差押・タイヤロック		
	2件	2,006,100円
用地補償金	1件	693,600円
合計	78件	11,432,360円

平成25年度 町税滞納処分実績
(平成26年1月末)

お問い合わせ 税務課税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

軽自動車等の抹消・名義変更等の手続きは3月末までに!

軽自動車税は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます。)の所有者に対して課税されます。軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続きをお済ませください。

また、廃車等の手続きを代理で依頼された方は、手続きが完了しているか今一度ご確認ください。手続きが行われていない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、平成26年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

～ 年度末は窓口が大変混雑します。お早めに手続きをお願いします! ～

※ 車種によって、手続きの窓口が異なります。手続き先については、広報にしはら2月号をご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係(軽自動車税担当) ☎945-4729 (内線142)

北那覇税務署からのお知らせ

振替納付日について 平成25年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

税目	振替納付日
平成25年分の申告所得税及び復興特別所得税	平成26年4月22日(火)
平成25年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成26年4月24日(木)

※ 振替納付日の前営業日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関または所轄の税務署の納税窓口で、本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

納付書は、税務署または所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。また金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

お問い合わせ 北那覇税務署 (代表番号)098-877-1324 (自動音声案内)

新しい西原町町民ホールの愛称が決定しました

平成26年7月に開館を予定している西原町町民交流センター内の町民ホールが、子どもから大人まで長く愛される魅力ある施設となるよう、施設の愛称を募集したところ、69作品の応募がありました。

多数の応募作品を選考会議で審査した結果、愛称を次のとおり決定しました。

《受賞作品》 作品名：^{みらい}さわふじ未来ホール

受賞者：^{つはこ}津波古 ^{かな}愛 (西原南小5年)

応募時のコメント：さわふじの町、西原町の未来が詰まった(詰め込む)ホール

お問い合わせ 教育部生涯学習課 ☎945-5036

平成26年度 西原町職員(社会人)採用候補者試験実施要項

	職種区分	採用人員	資 格		
1 職種、採用人員及び受験資格	技術職(物件補償業務)	1名	①次のイ.ロ.ハいずれにも該当する者 イ.1級建築士の資格を有する者 ロ.補償業務管理士の資格(物件部門、営業補償・特殊補償部門、補償関連部門)の3部門の資格を有する者 ハ.補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ②年 齢 昭和34年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた人 ③住所要件 平成26年3月1日以前に沖縄県に住所が登録され、引き続き住所を有する者		
2 欠格事項	地方公務員法第16条に該当するものは受験できません。				
3 試験	個別面接及び小論文				
4 日時及び場所等	試験日時	試験会場	合格発表	合格発表の方法	その他
	平成26年4月4日(金)	西原町役場	平成26年4月下旬予定	町役場掲示板及び町ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。	着席時間や会場の詳細は、受験票で指定しますので、必ず確認してください。
5 受付期間及び申込方法	受付期間 平成26年3月10日(月)～3月20日(木)9:00～17:15(土日を除く) 申込方法 所定の申込書、所定の履歴書・職務経歴及び自己紹介書、資格証の写し、受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、80円切手を貼ったもの)を総務部総務課へ提出してください。※郵送での受付は、原則認めませんのでご了承ください。(代理申込可)				
6 最終合格者の取扱い	最終合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者がその名簿の中から採用者を決定します。採用候補者名簿登載者の数は、年間の採用予定数に採用を辞退する数を考慮して決定するため、採用数を上回る登載者となり、名簿登載されても採用にならないことがあります。採用候補者名簿の有効期限は、原則として平成27年3月31日までとします。				

お問い合わせ 総務部総務課職員係 TEL098-945-5011 (内線114、115) 西原町ホームページhttp://www.town.nishihara.okinawa.jp